遺老物語

豊臣秀吉出生

一尾州愛智郡内上中村中中村下中村と云在所有
秀吉ハ中々村ニ出生也
天文五年丙申正月大朔日丁巳日出ト均ク誕生幼名
日吉丸猿改庄助藤吉郎後任筑前守自平信長公
賜羽柴氏故ニ号羽柴筑前守後任関白大政大臣賜豊
臣姓薨去後称豊国大明神葬於東山阿弥陀ヶ峯
トリふ山ノ上ニ死骸ヲ大壺ニ入テ朱ヲ以テ詰之棺槨ニ
入奉納葬ハ西向廟ヲ立ル人皇百七代従
正親町院賜豊国大明神ト勅額今ノ豊国是也慶長
三年戊戌八月大十八辛巳日午ノ刻薨去于時六十
三歳

一秀吉姉日秀生後号瑞龍院城州北山村雲ト云
処ニ日蓮宗ノ寺ヲ立テ号瑞龍院住持日敬此ハ
小日蓮宗常楽院ト云聖人ト浄土宗ト宗論
ノ時負テ耳鼻ヲソガル、此聖人ヲ号日秀由是
後瑞龍院ノ住持名ヲ被改ト云々後ノ名ハ不知ト云両
人一腹 一生

一秀吉ハ父ハ中村ノ木下弥右衛門ト云中々村人也信長公ノ親
父織田備後守信秀ニ仕鉄炮足軽也突カレコミテ働キ
手ヲ負五体不叶中々村へ引込成百姓秀吉公ト
瑞龍院ヲ子ニ持天文十二年死去

一秀吉八歳ノ時父死ス母公ハ同州ゴキソ村ト云所
生中村ノ木下弥右衛門方へ嫁シ秀吉ト瑞龍トヲ産ム

一弥右衛門卒而後成後家之処子ヲ養育シ中々村ニ居ス
織田秀家ニ筑阿弥ト云同朋有中々村ノ生レ者
也病気故中々村へ引込所のもの是ヲ幸ニ木下ノ
衛門跡へ入秀吉ハ母ト合宿其後男子一人女子
又秀吉ト種替ノ子ヲ持男ハ幼名小竹後ハ羽柴
美濃守秀長ト名乗大和大納言是也女子ハ
家康公へ被嫁三河岡崎へ御輿入三年後死去也
号南明院
右之段世間ニ不知ノ秀吉ヲ竹阿弥子ニテ小名ヲ
小筑ト云又日輪母ノ懐中へ入ト夢見テ懐妊シタル子
ナレハトテ日吉丸ト云説モ有二名共ニ不信大和大納言幼
時竹阿弥依為男小竹ト云ニト後在所ノ者語之是

ハアタ名也中々村代官稲熊助右衛門ト云者信長ノ弓ノ
頭ニ彼娘秀吉前後ノ年齢也其娘ヲ秀吉ノ養母之
常々語ル

一秀吉姉瑞龍院ハ三好家武蔵守後ハ雉髪号武蔵法印一路方ヘ
嫁ス男子三人ヲ産ム一男三好孫七郎秀次後任関白
二男秀勝号小吉丹波少将浅井女崇源院殿ニ嫁ス女人一人有後九条大閤大政所也
三男辰千代後大和大納言ノ為養子大和中納言秀
後十三歳ノ時奈良猿沢之池ニテ水ヲアビ水ニ溺レ卒ス

一秀吉ノ母公後号大政所山城国下京ニ影ヲ立
テ居ル文禄元年此所ニテ逝去今大政所ト町ト
云此影ノ跡也因幡薬師ノ小ノ町ニ
文禄元年壬辰秋為高麗退討秀吉肥前国名
護屋ニ馬ヲ立名古屋小城ヲ構ヘテ三年籠陣ス
内逝ス母公於位牌洛陽東山於紫野号高台寺改不及
建立寺也以前ハ曹洞宗今ハ建仁寺ノ末寺高台寺
也
父木下弥右衛門大政所瑞龍院日敬武蔵法印関白秀
次ヲ丹波少将秀勝辰千代大和中納言秀保ノ君等位牌七本村雲瑞
龍院可ゆかし所可有之

一秀吉公北政所ハ同州津島之浅井又右衛門ト云徳人ノ子也
又右衛門妻ニ成也浅野弾正長政浅野又右衛門妻
ノ妹ノ女也又右衛門妻ノ妹同国野々村ト云木下杉原助
左衛門方ヘ縁付テ其子二人女子高台院木下紀伊
守後号木下法印法印子勝利立野若狭少将少将後関ヶ原之年改易也

山室山ニ川窪長甥子ト云其子木下宮内少輔利房
其弟木下右衛門督延俊今出中納言秀秋（領筑前筑後 後領備前美作二州号備前中納言）
其弟木下内記（信濃守 後定）其弟ノ木下外記（出雲守）此両人ハ
福嶋左衛門大夫正則ノ家中ニテ被果 法名妹奥ト云
長成院殿 浅野源五室也

一 妹幼名於ヤヽ御料人 後政所ト号 太閤秀吉
公室ニ附 浅野又右衛門長政ヘ入聟ト申セ被成トも
其長政芽蓮目蘭垣葉ヲ為上ヘ薄源ヲ為説言シ
ツルト政所為戯御源之

一 秀吉公之室ハ江州小谷城主浅井備前守娘也備
前守三人ノ嫡女（名チヤヽ御料人）信長公妹ノ腹也号小谷
御方 浅井後家 後柴田修理亮勝家嫁ス 勝家生
害ノ節小谷御方モ一所ニ死給也中村文可ト云
勝家臣之者小谷ノ御子共ヲ介借メ天守ニ火
ヲ掛文可モ炎中ニ飛入死其時文可心得トテ縁
家夫婦ヘ理ヲ云人於息女ヲ出ス一条ノ谷ト云所ヘ遣
置秀吉聞之安土ヘ送リ後嫡女ハ秀吉ノ子妻称淀

一 御方幼名茶々ノ御料人 秀頼ノ母也二女ハ幼名初ノ御料人 京
極宰相高次妻 従三位ノ後ノ宰相ハ継子也三女
ハ幼名督 先ハ尾州佐治与九郎ト云人ノ方ヘ被成御
出其後丹波少将秀勝方ヘ被嫁御出御女子
一人アリ 記其後秀忠公ヘ御成御出号崇源院殿
今増上寺ニ御安置

一 太閤十六歳天文廿年春中々村ヲ被出父死去ニ

節猿ニ永楽百文ヲ遣シ物置此銭ヲ少シ宛持テ
濃州ニ行下レノ木綿ヲ以ノ事ヲ縫フ大キ成針ヲ調ヘ懐中
シ先津ノ清ヘ来テ此針ヲ以テ食ニ代ル又針ヲ以テ草
鞋ニ代ル如此針ヲ路次ノ便トシテ遠州濱松ヘ赴キ濱
松ノ町端ヘ鉾馬ノ川ト云所ニ白キ木綿ノ垢付タル
ヲ着テ立廻ラル

一 其比遠州濱松ノ城主ハ飯尾豊前ト云今川家ノ
幕下ノ士也又近所ノ久能ト云所ニ松下加兵衛ト云者
田城主也是モ今川家ノ幕下也故ニ自久野ヘ濱
松ヘニテ猿見付異形ナル者也猿カト思ヘハ人人カト
見レハ猿也何国ヨリ来ル何者ソト人ヲ以テ問猿カ云吾ハ
尾州ヨリ来ルト云又問幼少ノ者遠路何事ニテ
是迄来レルト云奉公望ニテ来レルト云立戻リ嘉兵衛此
皆ヲ告ル加兵衛笑テ吾ニ可奉公ヤト又問畏ル由申其
ヨリ濱松ヘ連行豊前ニ見セ加兵衛カ云道ニテ異形
ナル者ヲ見付タリ猿カト見レハ人人カト見レハ猿ノ様ナルアルト
テ召出ス豊前カ子共幼キ女ナト出テ見之豊前カ姫幼名
引廻シ駿河ナニ嫁ス我先祖母也常ニ語之則豊前ガ
妻キサガ母ハ君安名ノ清女豊前ハ氏真ニ讒被討シ後
州江尻ノ尾ヲ飯ル豊前カ家士三十騎斗楯籠
依テ今川家ヨリ三浦右衛門百騎斗其外雑兵千四五
百人ニテ江尻ノ家ヘ押寄討之近代ノ小河軍ト
云ミ一間四面ノ持仏堂アリ其仏所ヲ代ル内證タルニ
依テ士共来テ直ニ人数スクナリ直ニ兼ル彼女房 杉一

本ヲ持テ直ヒヲ實シカラストイヘ共今ニ江戸ノ宿ノ者
此事ヲ聞傳ル此所ニテ可ゝ候也其祖母ニ
亦側之者共猿ヲ見テ皆々皮ノ付タル栗ヲ与出ヽ共
ミロニテ皮ヲムキ喰ロ尓猿ニ均シ其ヨリ此方彼方ト与ヘ
古キ小袖ヲ得或ハ結袖ノ衣裳ヲ清休浴ナトサセ候ク
ますとも見スル時ハ其形清ラカニメ始ノ形ニ異也
初ハかゝる形草履云ナト一所ニ置ク後ハ門上かゝる形側ニテ
召仕彼是一つとしてかゝる所心ニ叶ことナシ後ハかゝる
衛納戸取出シ申付先ヨリ居タル小姓共妬ミ香
笄カ失レハ猿カ盗タルト云小刀失レハ猿カ取タルト云亦
鼻紙中ハ鼻紙ナト失レハ猿ヲ疑ヲ加ヘ候恐然威ス
ニて是國行衛モ不知者形如此ニ候實ナリト云懸ルト

不便ニ思ヒ其居ヒ上ト云聞セ本國ハ何レト云テ永楽三十
匹共ハ暇ヲ出是ヲ行ノ便トメ猿奉公ニ出オ一ま
其テ十八歳ノ時久ゝ候ヲ出シ至リ候所。此ヲ太閤記
小かゝる所猿ト云尾州ニ捕草履ト替リ胴丸ト云具足有
ト聞ク調来レト云テ黄金五両ヲ預ル夫ヲ取テ尾州ヘ行
具金ニテ支度ニ信長公ヘ奉公ニ出ルト皆不信秀吉
生付賢ク理知義ニメ不依心ニ非ス又行済モナキ幼猿ニ
かゝる所黄金五両可預義ニ非ス又具足調ヘ来レト具
世悴ニ云ヘキ理ニモ非ス猶不信
一 其比信長公小人頭ニカシマク一若ト云者有彼一ヶ所中
村ノ者也猿ハ又左ニ然ラハ一ゝ所ヘ猿来ル一目見ニ
驚ク此三ヶ何国ニて者ソルヤ母歎キ思ゝ行

テ可逢ト云テ其母兄ニ悦フコト年限未ヨリ一両
ヲ於信長公御草履取ニ出ル此ニ而ニ御上リ小人
頭ニアルカニアリ一若様ニ人ノ小人頭ニ候也由是藤吉ト
名ヲ改ム日々月々年毎御上リテ信長ノ代ニ播州国
ヲ給ル此時羽柴筑前守ト号ス是ヨリ以後豊臣ト云ハ太
閤記アリ粗異説雖多先但書面其上ヲ肖心得也自
是慶長三年戊戌八月十八日薨去一而逝

一秀吉母文禄二年癸巳　月日逝去秀吉十八歳ニ而
也

一秀吉一腹一生ノ姉ハ三好武蔵守ヘ嫁ス秀次関白
秀勝辰千代ノ母也

一秀吉種代ノ弟ハ羽柴美濃守也秀吉ヘ先立テ逝

去年記

一同妹家康公ヘ嫁シ給号南明院右両人ハ竹阿弥子
也秀吉ト流替ノ妹

一秀吉本妻同国杉ヶ郷生レ又不詳同州津島ノ
住浅野又右衛門姪也又右衛門妹ノ腹也母ハ後称杉ヶ
後号高台寺ノ堂中ニ旭雲院位牌有

一政所ノ兄木下法印ニ子ニ人長嘯右衛門大夫宮内少
秀秋内記外記等也政所ノ甥也

一政所ノ姉後号興長成院浅野弾正妻也浅野未
浅野右京大夫後号紀伊守同但馬守同采女正母也

一浅野又右衛門妻ハ同郷七曲ト云所ノ人故称号七曲

一秀吉別妻父ハ浅井備前守女也信長ノ妹腹子之

一秀頼長子国松丸母ハ木下一類ノ位牌墳所ニ在ル
ナリ

一秀頼ノ息女ハ崇源院殿ノ甥ノ娘ニ依テ秀頼生害ノ
ノチ崇源院殿御仰ニ被為置比丘尼ニナシ相州鎌
倉松ヶ岡ノ上人ニ仰付之

一天寿院殿并御妹子初君京極宰相ノ室
大猷公ノ御所男綱松君等之位牌傳通院ニ
アリ

一日敬父武蔵法印秀次秀勝大和大納言秀長子
辰君秀次息達及妻妾達位牌慈照院ニ有秀次ノ御墓
顔之モ其時切腹彼位牌モ高野清巌寺ニ有之此者之係
太閤記ニ不載不便之々

豊大閤傳ハ松下関白家所自記ヲ傳写訖此傳ハ関白家
所自撰ニやらぬかなや

日下部景衡識

猿ハ形の眼によつてこゝろなき人を害し侍りても
君を殺し兄弟相口されて怨をふくむ也
日本のうちにあしきや文学さかりなる呉越た
めし乱臣賊子のみおほして古今人の未法皆是
られて欺かひしきを猿猴なる世を棄給ふ
是をしらず日本ハ小国なれど天照大神の德澤
今にかれて慶長のころまで王家の絶さ給ふ
あやまりてそれをしられ愚なる人のとゝましハ
狐狸の化したる姿也只忠しきハ儀者の人の賢きうらて
勇をうる人なるや釈迦の人にあひて諂ひさるの
知らんハなかるへきなれバや賢き人のとらるゝ道
さハ今の世の佛法なるべし　此事を案しみるに

釈迦とらふハ西方の天竺人と古人も記し置けれとさ漢字
是をお教ハかくさるにあらバされと字こ字と経
て鳥焉馬となるがごとくまゝのことはりも佛法
いみふかき法ともまたつり　釈迦の教ハ我と諸
てひとし心とあはするあり人の学といふ事あり
欲んとするありあるする　釈迦の法とて
幼稚なる童へ老たる尼法師を誑し
飢渇にともかの賤民の糀銭をとり盗みもる盗
偽の巻をみてり或ハ国郡の主或ハ富貴の人に
流して以のを財と貴し寺を建て佛と偽りなる
国賊也古人の偽を集て書記の偽書を撰つ
天をあざむくなるべからず

古吉書鏡小川宗泰

よばれて人と詫らるゝべし泰時ハめでたき賢才なりし
ならむ時頼の代に建長寺といふ寺を建しより
鎌倉中に五山とて大なる寺あまた仏
を作り国々に寺を作る事を始めて国家
大に費へ出来ちまたにみちぬ平氏ハ夏桀
周幽とかわらず詫きて天龍寺とかなどある寺を
あしぬらかみ多くの武将共もめでみち
かまよひては国を治むるの難き事と作るゝて
ろぶしあらんや先四方よりみだるゝ流賊共氏とせん
とする縁よりあしかりけれ
右記す所に正成楠木新田義貞足利
直義北畠顕長年古へは合戦を許さず

貞が云く軍をなしハ義を以てすべし正成が云く
義理ハ義を守て謀を以て勝を取るとみゆる
を知る事と古今に正成が云木曽ハ軍ハいさゝ正成か
云義仲ハ謀ありて軍をなすに大将の器ありと
云ふ勝負に一字をも古来一丈となるべしれハ其の
時節を知る事平家の云木曽ハ軍をなすとかゝ
いかに義理に手をかけらるれ共めでたさとハ
正成か云軍は勝負にあらで軍は善悪を辨するに
あらず漢楚七十余度の合戦はさる祖度とに
利なくしハ韓信張良が謀を捨て軍を治むるにあらずや
時につくりて木曽が義理にかなひてらるれハ其
積悪を罰する時なれハ軍は勝負にあらずと

義貞か云忠はる本男積忠あるをハいまた正成か
いたらぬ忠は学てならるへし生れなからの忠
思ふ頼朝は時をえて理を行ひ給ふ忠ある臣と
なる堂職の人物を奪ふて帝代に禍をなすを
とるも孫ハ本男を道理と志しらる所も忠
の悪となす突白となさんと いひし時覚明法師大職
冠ほまふるしては成頼すと云ふ文をも聞て智ふ
となりしに夫人なるをなしぬるやうしまるハ
やさし此人は本男なれとも忠とをや主人を逆んとて
奢侍顕とすと志りしも悪行ハすまし士民も
おかけるハ恥を志りて家臣は草の色をかへさるもあり
また義経ハ本男なりそれゆへに忠孝をとりぬ事

と並義か云義頼ハ本男か忠孝ハいかなる所か
まさる平盛か云本男ハ一字一文をもしらすしても
なすところ心あり義頼ハ忠なれ共一言を讀しか
とらるるとやならんふしされとも生れ得たる所は忠
ハ義仲まさるへしと平宗か云本男大将は忠なる
といふ西光か云禄を得ることなるハ大将は忠
あしからぬと頼朝ハ義貞かれ忠と感しけり
古きあつまの鏡にいふ秀衡か奥羽の秀衡か子泰衡
国衡と討んと謀しける時泰衡か眼近き家人
大将三河守と云ふ者小山判官朝政にゆりて急遣し
けるハ重賞あらハ泰衡をうちて鎌倉にまいらん
せんといふ朝政か云彼ハ人の人也家文忠と日

すへハ恥やされとも是をかくしも無きにあらしも
とて義経みつからに頼朝に云我もうけハ人の事ハ
朝政に見まうち千しとありされハ朝政か方にたのみ
いと推挙とて都て泰衡にかゝへ隠しに取あへ
かくし密斗ありしも昔よりしれハ大方はせとも
て大に頼みけさりぬ泰衡ともしめ従影皆こ
まこもあやしみうけりに顔より見るせ力とうらぬ
きハうりにと理やと記そり要これを評して
云義経ハ大将に徳あり朝政ほとは義あり泰衡
ハ不義にとのかなしき実にとみて然るに悪まさあり
らけし實面に隠すへし
人としてあらうよりハ人とも恥と云ふさゝるへし

恥をとらひ名をすつましとて恥をあしさまの事に
ハ却て恥や上杉刑ア大輔憲春満氏に無道を諫し
一巻の書に貴賤とことくす恥とえらぶるハ人に
あらは源義経ハ名さき人にあれたゝうとられハ
物に理とえても理をしらされハ恥とえらす大義とそむひて
奥州へりふよのゝる商人は財寶をとらへとよ
盗賊多入りてに義経居にしに隠するハ恥と云て
身命をすてしに百しゝ天下に義をととけ志ある
中にさるよの事のもとに恥ととしハ身とすつるハ却る
恥にしまや義経又身とえらてらとえて名をはか
にすといそうさうに弱きと敵にえしらきハ大にある勉と
ちの大わしくてハ謀にかしこく戦とよしとて国を治る

と良將とよし　義を重し政をとゝのへ　正道に寄と
なすを悪將とも云　大なる恥末代に顕とまり
く殊に人の命を重すれば命也義とすつれば時と義
とを知らしして　死すれば人の道にあらず義
理恥にあり名將にあらずと知るべしといへども却て恥
とふし名をも不事ゆへと無学の人といふべし死と智ハ
聖賢の法也　聖賢の道と申しるくと云と
云天にありては日月の明地にありては山海あり人
人にありては聖賢の度となる　烟雲は天の明を害
し不政は地の理を毀き　ずは人の度をうしなふ
此三つは悪の本也ここを言てんもよくよく深く云
り論せずとなしまいや

言行ともに虚なる故世に称せらる　上杉憲春は善を
忠として満氏を諫めしかども満氏これを用ず
よりこれを顕て云臣不事二君
二君に仕へずといへども
時あふは賢臣の道なるや　其主を殿とたて
聞く時に我身は若林高義仲が家人　紳后は中太八
義仲の滅をみて　これを諫め　自害をとげて正
成は不忍と見て諫死も主をたてゝかへりみ行ん
ましく暴なる主に仕へて死をまぬかれし君恩
臣の死をみるに　我を政の道又忠を
として諫華を命じて自害しても是非あたれども臣
あつてはましまさべき人なるまじや

武人なる正成の義強を評し強を知てみるへきと
あしきとハ何ぞや答て云 正成の云 梶原が
強謀とおもう義強く悪と思ふらしたる梶
原逆櫓としらんとすしてある事をうしなひてさま
あしきと見て勇を募てし猿ヶ合ぬるにみ
うことは知へきことを利と失なハ強敵と知て強ヶ
得るなりけし又とふ 正成ハ梶原が逆櫓は謀
にと以て梶原をそしるや答て云 逆櫓は謀いな
しと言ふるや 義経紙交何とは国にて謀交と
記し身に逆櫓としるし軍と読るといへりなき
東鑑に云 梶原平三景時に皆ある様秋と立て
生田森を攻る景時に知しけるハ敵大せいなれと

軍ハ定て急なるへし 討とる敵の首なくともよろし
敵の首験となして我験とせよ 目験してみるへし
なるとも 大せいの井江攻入景時が軍勢をと笠
験とせられハ 敵を討とるあきなしさると
恥て命をと惜ますす 敵と討て 渡とともに
敵みなと高所に行しか景時楊をみれハ景時の勢
皆首験とさして之て何事しと敵を見るけるにし
景時がせいに息をつかせんとて様に引されも敵
をしるまゝなし 嫡子源太を見えされも又取て返
強中がみかけ入て敵なかしりに知するなりとなる
りされてかゝる時にと得させとしなるへし
五妻鏡ハ詮なきこと記したる書せめて此比なる

あるとき足利直義西来に寓して語りて云はし
へれ人の勇ハ皆匹夫とおもへり　其なかハ佐々木
梶原か宇治川の先陣　熊谷平山か一谷　先陣の国
ゝろ足ぬよしそこれ皆猛武者の勇なりそ人を
うる勇なりと俊と西来か云　佐々木梶原と熊谷平
山か勇と　論し　まかハ愚なりて　ふと頼朝の勇
用ゐぬ彼四人の老ねとて皆よりもなのそよあ
らそ給ふに身家と得まむし　士卒小先立ちて戦
ふうハ将相大将の器あるまし　将人を勇し
旅ふしまや　先無まと頼朝にもしかふ人とゝさ
しま大将あらむ　従つ若皆く佐々木梶原かきの小
勇とゝむへし　直義只ふ感して　云頼朝ハいか

あらそとまつて人を勇るや西哉か云　頼朝天下を
奪治し人えをの器の臣として　此謀計と談べからす
と直義大ふ恥ゐといふ　正成の心を思ふに袖をぬらさすや
勇の世を見るとそ　人のまよひふれ　かしこき
人も是のあしゝ　すこ智ハ天のゆるさぬにて
しそ求むふ難し　行ハ力と励て　学門ハ誰か乱
臣賊子ふならんや
湯武治絲といふもの世の中を何ふたとへん器ゐ
らけこぬゆく舟のあとのなしふと　と読しハ
恭なと誤なるへし　日世捨人なりし　賀茂長明有
彰ハ入山の時に　つらわりき　絶ぬ光を見るよし
とうふと読し　光ん志くりしきよあしむや

世人いまくつこのめるをもちゐてはやらふ
しくなふしなるにはつてふしあへて人のなる
ることなつきしめしそ古人のさかはさることゆ
しられ
此こ十一枚の墨付大田道灌か自記のよしを
一巻とせし書あるとなむ抄出せし其代る人ハ
自記の書なるよしと云と云とわかれたり
しかるをこれをとうりせる本書ハ八行にして四十枚
ばかりありしよしなき元禄辛巳のとしの八月
廿日の夜に記を寶録之やいふやなど
なし此
近る記に右の墨付の本書をとむかしの浅野

家中の侍也とかしき道灌のとりおこなひて
なむらるれはられハそれの本書とうつしける
そのか開題の所道灌の歌ふとせちくへ
うつし出して其書のうちにきんことを謀
りしやとみえたり　本文のことは必ず後
の鎌倉の代にかなへるよう心を用ゆる者の書添し
と見しものをきわれなどいふもののとみえたり　借し
かなくさうのやらはいるよふり思らんとえ
らす

丁酉　十二月廿八日　君貞　識

一 福島正則遠流廣島城明渡之覚

一 安藝備後両国四拾九万八千石余領之従四位下侍従福嶋左衛門大夫正則事元和五己未年六月十三日領知被召放庄内江流罪宗上源女之義後之浄顔ニ付藝州廣嶋城請取之覚書

一 上使　家中侍共江上意申渡　本多美濃守

一 城請取之節奉行御奏者番　永井右近大夫直勝

一 同副役　御詰衆　安藤対馬守重信

一 同副役　御使衆　杉本甲斐守太節

一 御目付　日下部五郎八

一 御目付　加藤伊織

一 廣島城受　森美作守　作州津山十八万石

一 福島家人及異儀時諸境備堅に依て下知藝州に諸侯
へ各
出雲より　堀尾山城守　忠晴
石州津和野より　亀井豊前守　政矩
石州濱田より　古田大膳亮　重治
長門より　松平長門守　秀就
右長門守ハ幼年故毛利甲斐守秀元陣代出
備前より　松平宮内大輔忠雄
是ハ備中まで出張
右之面々相又ハ家之人数不足に付て永井右近
大夫安藝國に手掛国江申寄池向責秀就依而
下知しより

豊前小倉より　細川越中守　忠興
因幡より伯耆より兼之　松平新太郎　光政
伊豫より　加藤左馬助　嘉明
讃岐より　生駒讃岐守　正俊
阿波より　松平阿波守　忠英
右諸侯方ハ大小名在府故家来ハ在國
豊後竹田より　竹中采女
是ハ正則と由緒在之家中而通達之と而
於此度藝州案内ハ永井安藝守副下向を依
之竹中方より福嶋家老方へ　上使之先達而広
島ハ使者を差遣中て曰
今度正則不届に付召放る也依之正則に

面々塚を枕にして討死仕候ハヽ猶
上意に叶不申候して不可然候と申付ら定め
西刻より下知ニ罷成候下知之墨付抜越被仕
ましく候と申候由申候ニ付右之塀ニ杭ニ仕度
度又不可叶候哉右宗女殿より申候ニ付丹波返事と
少も存候間丹波ハ退去可致候之風情にて申し承
安房開届ニ候ハヽ墨ニ付而ハ各不忘而不来刻江戸ニ
申之墨付而可見と存候て申せしハよく御存
又ハ其節ニ申合候若墨付之存候義
ミ候て御事ニ候其内役儀ハ正刻
ミ門除絶候ニ付御除候ハ手段ニ而相
了簡不申候　其段者仕候　指急仕て返一

殿ニ申合候と申候　上使并御目付衆より
丹波ニ申不残に極候ニ墨付被渡候江戸へ下
きと申候と門除ニ候銀子要不門除ハて返
一段ニ天下静謐ニ成候礼ハ不及申西刻候
不申左候ハしく役ニ候とも全可有之候ども
其身配流にて家中ハ浪人共ニ相成りハ志を空
敷せんハ若党共ニ仕候も空　何を腕
て候ハ衆議一変して各返答ニ墨付相渡
ありて候ハ門除を先又以て役を御
刻一里御中相門除ニ丹波云事ハ其向堅
固籠城して　降り返りて居候
ニ墨付不来して　平中　宗女方より塀ニ送ふ　正

丹波ハ下ニ見ゆる　正則自害自刎小笠ニ疑ナシ
城と可被成ト戴き丹波守を捕嘗式ア林亀ニ而
之と役々を正則墨付ニ而来り上ハ不及是役ニ而候得
為在家中ニ侍其妻子出行致さセ追々不足
之を船ニ而乗越ハ備近江ニ巴舟四五百艘取ニ足志妻子
付宮尻若衆と共ニ立出舟ニて播州へ送り其夜ニ而
後城中掃除以下中付城明渡之而以其子不叶
ハ無力妻子共ニ自害仕候城隠死骸ヲ取後ニ社
ニ不成之様ニ而仕ヒ申候上役宛ニ差越申候
小日舟ニ乗渦其意以則申付城中仕置候ヘ
ニ而降ル仕り其其役と取ル四五百艘ニて廻
舟五百艘追々集る　此方ニ舟波ハ家中ニ而小笠性

称と記し武功と書入申度　鑿ロウ城し物見致シ
城ニ入レして中ニ而致シ武林亀ニ而切捨其外或ハ
立退し者又ハ茶を呑居候ニ至りしハ銘々大広間
其四方ニ居て相又ハ鉄炮持矢玉薬大筒
石大矢ニて武り立り続り闘而見立楼城中
と仕ヒ相正家ニ而妻等家中ニ而妻子ヲ付宮家財見
若衆之者とも　五百余艘ニ而乗ニ而移家中面数無
家財諸道具　目録記し為人を置門番物ニ而知
して其後城と渡ス筈ニて案内して家老侍大将物頭
役方ハ上下と着して上役ニ近ク一同ニ而加判者
其後目付城へ入　上意之趣と申し永井右近等
次第と為り城ニ入て後旗本持者ニ而其役し

となり足軽大将ハ足軽と川村鉄炮とお揃ひと
此火繩を掛て待ずと廻て城へより左右廻り
南北門へあるる旗本の前家中ハ悉く甲冑を帯
す其ま火繩大小共鉄炮をも携へ帯右寄入
替侍衆て各代しておる丹波守ハ従士あまた
上下と召用於常ハ堀て詰り川筋に照し上使危難の
心入悉く終りて悔之難きる沙汰十七千作法
厳重や何も城を退出する是に至り何れも一と
右の支配ありといふ永井安藝守より右房の
後を城中森勇作と申に右房又川良久上使ハ役各
城とはなしといふ其後福山丹波守の不為てより廢
英正則ハ福山の家中の浪人諸生難きあまたの人と不侍

ま守しハ其人は勇武丹波守に仕へき紙をお引き
故も情ハ信友にあり此史丹波守ハ諸大名より
強ひ於吾正則恩顧の者也ふて仕二君とて剃髪
入道して一生終る人有と惜む誠の勇武與可謂
武士志ら知るたふ兼備調りる居下海せし正則
ハ従安藝備後ハ同年七月十九日古浅野但馬守
長晟轉紀州和歌山三十七万四千石安藝備後は
内にて拾二万六千石余と引備後福山拾万石としてハ水
野日向守勝成にまゐらして候ふ事にて桜井ぬい
殿軍切といふ

正則の士籠城に就ての事は以上

一　正則甥　小方　一万石　福島伯耆

一　正則甥　五千石　福島主膳

一　家老　三原　三万石　福島丹波

但廣嶋城代也三原之城ハ城番持

一　家老　東城　一万石　長尾隼人

一　同　三次　二万石　尾関石見

一　家老並　福山城代　八千石　大崎玄蕃

一　鞆城番　八千石　津田因幡

一　三原城番　八千石　仙石但馬

一　二万石　木造大膳

一　人持分　七千石　揖田出雲

一　同　六千石　牧野數馬

一　同　五千五百石　村上彦左衛門

一　同　五千石　林亀之助

一　同　五千石　山本左太夫

一　同　四千石　梶田右近

一　同　四千石　東条勘解由

一　同　四千石　荒川与三左衛門

一　同　五千石　仙石新八

一　同　五千石　福嶋筑後

此筑後ハ武蔵丹波嫡子之

一　三千石　小江若狭

一　三千石　柴田源左衛門

一　三千石　福田主殿

一 三千石　武藤修理
一 弐千石　星野加賀
一 二千石　水野治左衛門
一 同　間鍋弥左衛門
一 同　山中織部
一 同　海老名伊賀
一 同　上月文左衛門
一 同　加藤弥左衛門
一 同　吉村又左衛門
一 同　大橋茂左衛門
一 千五百石　伊藤図書
一 同　福田宇右衛門

一 千石　山堀左近
一 千石　星野又四郎
右役儀持也
一 三万石　福島備後守殿部屋住領